

確認申請・完了検査手数料一覧（R7.4.1～）

1 建築物

(1) 基本額

床面積の合計（㎡）	確認申請（A）（円）	完了検査（B）（円）
$A \leq 30$	8,000	14,000
$30 < A \leq 100$	15,000	18,000
$100 < A \leq 200$	28,000	23,000
$200 < A \leq 300$	33,000	32,000

(2) 省エネ審査加算額

仕様基準により省エネ性能を評価する住宅は、確認申請の手数料額（A）に、住宅の種類に応じて下の加算額（C）を加えた手数料額を納付してください。

住宅・非住宅の複合建築物である場合は、その住宅部分の床面積の合計により加算額を算定してください。

省エネ適判を受ける場合は、加算額を加える必要はありません。

① 一戸建ての住宅の場合

住宅部分の床面積の合計 A'（㎡）	加算額（C）（円）
$A' < 200$	13,000
$200 \leq A'$	15,000

② 長屋等の場合

住宅部分の床面積の合計 A'（㎡）	加算額（C）（円）
$A' < 300$	24,000
$300 \leq A'$	38,000

(3) 省エネ検査加算額

省エネ基準への適合義務がある建築物（平屋建てかつ延べ面積 200 ㎡以下を除く）は、完了検査の手数料額（B）に、下の加算額（D）を加えた手数料額を納付してください。

床面積の合計 A（㎡）	加算額（D）（円）
$A < 200$	7,000
$200 \leq A \leq 300$	9,000

※ 計画変更をする場合の手数料算定の基となる床面積

→当該計画変更に係る部分の床面積の 1/2（床面積が増加する部分は、当該増加する部分の床面積）

※ 移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更する場合の手数料算定の基となる床面積

→当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の 1/2

2 建築設備・工作物

種別	確認申請（円）	計画変更（円）	完了検査（円）
建築設備	12,000	6,000	18,000
工作物	11,000	6,000	12,000